

■ 地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環形成の全体像

- 「地方創生SDGs金融」とは、地域におけるSDGsの達成や地域課題の解決に取り組む地域事業者を金融面（融資だけでなくコンサルティング等の非金融サービスなども含む）から支援することによって、地域における資金の環流と再投資（「自律的好循環」の形成）を促進する施策である。
- 内閣府では、令和2年10月に『地方創生SDGs登録認証等制度ガイドライン』を策定し、自治体と金融機関に説明会を開催しており、地域事業者のSDGs達成に向けた取組の「見える化」を通じて、「自律的好循環」の形成を推進している。



フェーズ1 地域事業者のSDGs達成に向けた取組の見える化

- ・「登録認証等制度」を構築し、地域事業者のSDGs達成に向けた取組の見える化
- ・幅広い地域事業者の参画を促し、SDGs達成に取り組む主体のすそ野を拡大

フェーズ2 SDGsを通じた地域金融機関と地域事業者の連携促進

- ・地域金融機関がモニタリング、フォローアップを実施し、与信先企業の育成・成長に貢献
- ・モニタリングを通じて得られた知見で自らの目利き力やコンサルティング能力等の強化

フェーズ3 SDGsを通じた地域金融機関等と機関投資家・大手銀行・証券会社等の連携促進

- ・フェーズ2の実践を通じて優れた取組を行う地域金融機関を表彰する制度を創設
- ・機関投資家等と地域金融機関の協調・協業を推進